

第2回 国指定史跡越中五箇山相倉集落及び越中五箇山菅沼集落
保存活用計画策定委員会 議事録

日時 2018年(平成30年)8月3日(金) 14:00~16:40

場所 南砺市役所城端庁舎 2階 202会議室

出席 以下16名

審議委員 永瀬委員長、西井副委員長、上野委員、森委員、山崎(博)委員、中島委員、
中谷委員、西委員、山崎(英)委員、酒井委員(10名)

オブザーバー 文化庁 文化財部 記念物課 史跡部門 山下主任文化財調査官
富山県教育委員会 生涯学習・文化財室 文化財班 越前副主幹(2名)

事務局 文化・世界遺産課 此尾課長、佐藤係長、井並主査、長島囑託(4名)

配布資料 資料1 本質的価値、現状課題、大綱・基本方針

資料2 スケジュール(案)

補足資料 1 第1回策定委員会 議事要旨

2 第1回相倉・菅沼住民会議 議事録

3 文化財保護法改正概要(文化庁発表資料)

4 相倉 建築物・工作物・環境物件 リスト・位置図

5 相倉 現状変更事例

6 国指定史跡「高岡城跡」 大綱・基本方針

追加資料 ○ 史跡指定説明文(昭和41年史跡指定答申にかかる資料)

○ 文化財保護法施行令第5条第4項ヲにかかる条文及び運用事例(秋田城、屋島)

○ 史跡保存活用計画の構成について

開会

(事務局 此尾課長 あいさつ)

(永瀬委員長 あいさつ)

(山下調査官 あいさつ)

(事務局、此尾課長 小林委員の辞任の件、報告)

報告事項

(1) 第1回委員会議事確認

(2) 第1回住民会議報告

(3) 文化財保護法改正

(事務局より補足資料1~3に基づき説明)

以下の確認をした。

○文化財保護法の改正に伴い、保存活用計画が認定され事後届出の対象となる現状変更行為については、個別の事例を一般化するように書き込めるかどうか重要となる。認定計画の中で想定していないことは事後届出の扱いにはできない(許可が必要)。そのため具体的なことも議論しておかなければならない。これまでどんな現状変更許可を処理してきたか、整理し、分析し、届出の対象行為を考える材料とすること。

○現状変更にあたっての事前調整はこれまで同様欠かせない。申請ルートは従来と変わらない。

○平成31年4月1日施行に向けて、届出対象となる行為等に関する指針が文化庁より今年示される予定である。

○伝建基準が既にあり、史跡の中にオフィシャルにどう位置づけ、計画の中で明確になるように基準を再定義することが大事なポイントであること。これを基に地元も、国も判断することになる。

○第三者委員会(伝建審のようなもの)を史跡に関しても立ち上げることが望ましいが、設置については市で検討すること。

議事

(1) 本質的価値について

(事務局より資料1「本質的価値について」に基づき説明)

以下の確認をした。

- 本質的価値を今日的に書き改める上で必要な材料を整理すること⇒「指定説明文」、「集落についての調査研究」、「重伝建選定時の評価」「世界遺産登録時の評価」、「白川村の合掌との違い」など。
- 本質的価値について、建造物の指定ではなく歴史的な集落であることが史跡指定の意味であることに着目すること（集落・土地を評価する視点が重要）。史跡の範疇で建物・土地・景観を位置づけること（伝統的建造物群としての価値は別扱い）。
- 本質的価値に触れることを検討すべき事項⇒火葬場、石垣、街道、生活上不可欠なもの、念仏道場など。
- 本質的価値にかかわる五箇山地域の中世の歴史（中世史料、一向一揆や本願寺との関わり、など）も踏まえること。
- 史跡の中にあるものを抽出し史跡の保護に有効な要素、有効でない要素を整理する。保護に有効でない要素をどう扱うかも整理する。指定時にあったものも含めて検討する。
- 集落の建物の建替え、土地利用の変遷の情報を把握すること。

(2) 現状と課題

(事務局より資料1「現状と課題」に基づき一部説明)

以下の確認をした。

- 現状課題にかかる住民サイドの確認が必要であること。
- 現状変更なりの取扱がどう変わるのか、まだ具体的にシミュレーションできておらず見えない部分がたくさんある。事例を踏まえながら次回以降協議する。
- 史跡維持の観点から、空き家の問題、土地建物の売買の問題、不在地主の問題も重要である。

(3) 大綱・基本方針について

(永瀬委員長より資料1「大綱・基本方針」について補足説明)

- 継続協議事項とする。

(4) スケジュールについて

(事務局より資料2に基づき説明)

- 異議なし。

閉会

(事務局 此尾課長 あいさつ)

以上